

足場の組立て等作業従事者必携 特別教育用テキスト (No.120306)

(第5版 令和7年4月25日)

正誤表

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が、令和6年4月に公布されました。
このうちテキストに掲載している関係法令の条文について、施行されているものを掲載しますので、
ご参照ください。

令和7年6月30日

頁	誤	正
159	<p>第522条（悪天候時の作業禁止） 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。</p>	<p>第522条（悪天候時の作業禁止） 事業者は、高さが2メートル以上の箇所で行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を行わせてはならない。</p>
159	<p>第526条（昇降するための設備の設置等） (略) 2 前項の作業に従事する労働者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。</p>	<p>第526条（昇降するための設備の設置等） (略) 2 前項の作業に従事する者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。</p>
160	<p>第530条（立入禁止） 事業者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。</p>	<p>第530条（立入禁止） 事業者は、墜落により危険を及ぼすおそれのある箇所に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</p>
161	<p>第552条（架設通路） (略) 2 前項第4号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。 1 (略) 2 前号の措置を講ずる箇所には、<u>関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。</u> 3・4 (略)</p>	<p>第552条（架設通路） (略) 2 前項第4号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。 1 (略) 2 前号の措置を講ずる箇所に<u>作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u> 3・4 (略)</p>
162	<p>第563条（作業床） (略) 2 (略) 3 第1項第3号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。 1 (略) 2 前号の措置を講ずる箇所には、<u>関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。</u> 4～6 (略)</p>	<p>第563条（作業床） (略) 2 (略) 3 第1項第3号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。 1 (略) 2 前号の措置を講ずる箇所に<u>作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u> 4～6 (略)</p>

頁	誤	正
164	<p>第564条（足場の組立て等の作業） 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが 2 メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、<u>関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。</u> <p>3～5（略） 2（略）</p>	<p>第564条（足場の組立て等の作業） 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが 2 メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内に<u>当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u> <p>3～5（略） 2（略）</p>
170	<p>第575条の6（作業構台についての措置） （略）</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項第 4 号の規定は、作業の性質上手すり等及び中棧等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 前号の措置を講ずる箇所には、<u>関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。</u> <p>3・4（略）</p>	<p>第575条の6（作業構台についての措置） （略）</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項第 4 号の規定は、作業の性質上手すり等及び中棧等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 前号の措置を講ずる箇所に<u>作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他に方法により禁止すること。</u> <p>3・4（略）</p>
170	<p>第575条の7（作業構台の組立て等の作業） 事業者は、作業構台の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、<u>関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。</u> <p>3・4（略）</p>	<p>第575条の7（作業構台の組立て等の作業） 事業者は、作業構台の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内に<u>当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること。</u> <p>3・4（略）</p>